

議案第19号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.45」を「100分の6.86」に改め、同条第2号中「3万3,900円」を「3万5,400円」に改める。

第15条の8中「52万円」を「54万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の1.98」を「100分の2.02」に改める。

第15条の16中「17万円」を「19万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.62」を「100分の1.59」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第1号イ中「2万3,730円」を「2万4,780円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同号イ中「1万6,950円」を「1万7,700円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同号イ中「6,780円」を「7,080円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「その申請によって」を「当該納付義務者の申請により」に改め、同項第4号中「類する理由がある」を「掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認める」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「申請をし」を「規定により保険料の徴収猶予を受け」に、「証明すべき」を「証する」に改め、同項第1号中「氏名」を「納付義務者の氏名」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「者のうち」を「保険料の納付義務者のうち、

特に」に、「保険料」を「当該納付義務者の申請により、その保険料」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる納付義務者

第24条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限日又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日」に、「証明する」を「証する」に改め、同項第1号中「氏名」を「納付義務者の氏名」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「定める」の次に「日以後の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の」を加え、同項各号中「以後の納期限に係る保険料」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い賦課限度額を引き上げる等の必要がある。